

居宅介護支援事業所単位  
で抽出するケアプラン検  
証について

令和3年10月から、利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成をするために、区分支給限度額基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを検証します。

※サービス提供回数を一律に制限するものではありません。

#### ○対象となる事業所の要件

居宅介護支援事業所全体で、区分支給限度額基準額に占める割合が7割以上で、その利用サービス6割以上を訪問介護が占める居宅介護支援事業所。

#### ○検証の方法

- ①市から居宅介護支援事業所に検証が必要なケアプランの提出を依頼します。
- ②居宅介護事業所は、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市町村に提出します。
- ③提出されたケアプランを確認し、訪問介護が必要な理由の確認を行います。
- ④必要に応じて地域ケア会議等でケアプランについて議論を行います。